

厚生労働省発産情 0401 第 3 号

厚生労働省発医薬 0401 第 9 号

令和 8 年 4 月 1 日

各
都道府県知事
市区町村長
地方厚生(支)局長
殿

厚生労働大臣
(公印省略)

電子処方箋管理サービスにおける処方箋等の提供に関する情報の送付方法
及び電子カルテ情報共有サービスにおける電子診療録等情報の提供等に関
する情報の送付方法等について（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 12 月 12 日に公布されたところですが、改正法の一部（電子診療録等情報の利活用等の推進等）が令和 8 年 4 月 1 日より施行されます。

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）に規定する処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法並びに電子診療録等情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法及び当該情報の閲覧に関する厚生労働大臣が定める表示方法について、下記のとおり定めましたので、貴職におかれは、内容について御了知の上、貴管下の医療機関、薬局等に周知願います。

なお、「電子処方箋管理サービスにおける処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法について」（令和 5 年 1 月 26 日付け薬生発 0126 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）については、本通知発出日をもって廃止します。

記

1. 総確法施行規則第 9 条、第 10 条第 2 項、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定に基づき、処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法は、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「支払

基金等」という。)が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとする。

2. 総確法施行規則第 19 条の 3 及び第 19 条の 5 第 3 項の規定に基づき、電子診療録等情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法は、支払基金等が運営する電子カルテ情報共有サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとし、同項の規定に基づき、当該情報の閲覧に関する厚生労働大臣が定める表示方法は、電子カルテ情報共有サービスを介して、当該仕様を満たすファイルを表示することにより行うものとする。

※オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書、電子処方箋管理サービス記録条件仕様及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様については、社会保険診療報酬支払基金が提供するシステムベンダ・事業者向けウェブサイト（医療機関等 ONS）において公表しております。